

第10号議案

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月30日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例

関西広域連合手数料条例（平成24年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（免除）

第5条 広域連合長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成30年6月18日以降に徴収すべき手数料について適用する。

